

第54回東京都社会福祉審議会

日 時：平成18年7月26日（水）午後2時から
会 場：第一本庁舎33階北側 特別会議室N6

会 議 次 第

1 開 会

2 新委員紹介

3 福祉保健局次長挨拶

4 審議事項

(1) 今期（第17期）の審議課題について

(2) その他

5 閉会

(配布資料)

資料1 「2006年版 東京の福祉保健」

資料2 「福祉・健康都市東京ビジョン」

第17期東京都社会福祉審議会委員

区 分	氏 名	現 職
学 識 経 験 者	委員長	三浦 文夫 武蔵野大学名誉教授
	副委員長	高橋 紘士 立教大学コミュニティ福祉学部教授
	委 員	野村 歡 日本大学理工学部教授
	委 員	大道 久 日本大学医学部教授
	委 員	大本 圭野 東京経済大学経済学部教授
	委 員	小口 芳久 水町クリニック眼科部長
	委 員	小林 良二 東洋大学社会学部教授
	委 員	手塚 和彰 千葉大学法経学部教授
	委 員	新村 保子 評論家
	委 員	平岡 公一 お茶の水女子大学教授
	委 員	南 砂 読売新聞解説部次長
	委 員	本澤 巳代子 筑波大学社会科学系教授
	都 議 会 議 員	委 員
委 員		山加 朱美 東京都議会議員
委 員		初鹿 明博 東京都議会議員
委 員		松下 玲子 東京都議会議員
委 員		藤井 一 東京都議会議員
委 員		吉倉 正美 東京都議会議員
委 員		吉田 信夫 東京都議会議員
区 市 町 村	委 員	石阪 丈一 町田市長
	委 員	中山 弘子 新宿区長
関 係 機 関	委 員	大澤 義行 東京都民生児童委員連合会会長
	委 員	鈴木 聰男 東京都医師会会長
	委 員	金内 善健 東京都社会福祉協議会副会長
	委 員	渡辺 光子 東京商工会議所女性会副会長
公 募	委 員	宇田川 貴子 仲よし保育園園長
	委 員	藤山 恵子 主婦

(平成18年6月現在)

東京都社会福祉審議会・幹事名簿

氏名	職名
秋山 俊行	知事本局企画調整部長
杉村 栄一	福祉保健局総務部長
松井 多美雄	福祉保健局企画担当部長
牛島 和美	福祉保健局事業調整担当部長
梶原 秀起	福祉保健局指導監査室長
細川 えみ子	福祉保健局医療政策部長
清宮 眞知子	福祉保健局保健政策部長
永田 元	福祉保健局生活福祉部長
狩野 信夫	福祉保健局高齢社会対策部長
都留 佳苗	福祉保健局少子社会対策部長
吉岡 則重	福祉保健局障害者施策推進部長
八木 憲彦	福祉保健局健康安全室長
猪熊 純子	産業労働局産業企画担当部長
志賀 敏和	教育庁総務部長

(平成18年7月現在)

東京都社会福祉審議会・書記名簿

氏名	職名
石黒 洋子	知事本局企画調整部副参事(調整担当)
吉井 栄一郎	福祉保健局総務部総務課長
吉村 憲彦	福祉保健局総務部企画課長
望月 秀夫	福祉保健局総務部計理課長
堅多 敦子	福祉保健局総務部契約管財課長
秋山 隆	福祉保健局総務部職員課長
手島 浩二	福祉保健局総務部副参事(広報担当)
古賀 元浩	福祉保健局総務部副参事(区市町村連絡調整担当)
室井 豊	福祉保健局総務部副参事(事業調整担当)
千葉 勉	福祉保健局指導監査室指導調整課長
山岸 徳男	福祉保健局医療政策部医療政策課長
吉岡 秀樹	福祉保健局保健政策部保健政策課長
小林 秀樹	福祉保健局生活福祉部計画課長
高木 真一	福祉保健局高齢社会対策部計画課長
中山 政昭	福祉保健局少子社会対策部計画課長
古谷 ひろみ	福祉保健局障害者施策推進部計画課長
松浦 慎司	福祉保健局健康安全室健康安全課長
泉水 一	産業労働局総務部政策企画課長
小菅 政治	教育庁総務部教育政策室政策担当課長

(平成18年7月現在)

「福祉・健康都市 東京ビジョン」の概要

～改革をさらに前進させ、確かな「安心」を次世代に引き継ぐ～

考え方編 大都市「東京」におけるこれからの福祉保健

第1 「ビジョン」の必要性和意味

（「人口減少社会の到来」が問うもの）（P9）

- 人口減少社会の到来は、右肩上がりの経済と人口増加を当然の前提とした社会からの決別を意味する。限られたパイをいかに分配し、何に支出していくのかが、これまで以上に問われることになる。

（社会保障、そして福祉保健施策の担う役割）（P9～10）

- 成熟社会の今日、人は自己実現と幸福を目指して人生を設計するなど、自らの生活を自らの責任で営むことが基本。しかし、出産・子育てから高齢期、障害、疾病など社会の支援を必要とする場合がある。社会保障は、こうした個人の努力のみでは解決し得ない困難を、社会全体で支える機能を果たすもの。

（これまでの東京都の取組）（P10～13）

- 都は、少子高齢化・都市化などの社会経済の変化に対応し、「福祉改革」「医療改革」を進め、大都市特性を活かした独自施策を展開。さらに平成16年8月、福祉保健局が発足し、組織統合の成果を活かして施策を進めている。

（時代は大きな転換点にある）（P13～14）

- そして今、人口減少社会の到来など、様々な不確実さが取り巻く中、個人は確かな将来設計が描きにくくなり、漠たる不安が社会全体を覆っている。

（確かな「安心」を次世代に引き継ぐために）（P14～15）

- しかし、こうした状況下の今こそ、改めて都は自らの施策に対する基本姿勢を鮮明にしなければならない。現在の都民はもちろん、将来世代にも思いを寄せ、サービス水準と、制度の安定性の両面において、信頼できる施策展開をしていくことこそが、時代の転換点の今、真の「安心」につながるものとする。

- この「ビジョン」は、こうした状況と方向性を踏まえた上で、これからの施策展開の基本姿勢を明らかにしたものであり、分野ごとの個別計画を策定し、施策を進めていく上での基本方針を定めたものである。

第2 施策展開の基本的な考え方 ～「目的」と「3つの視点」～

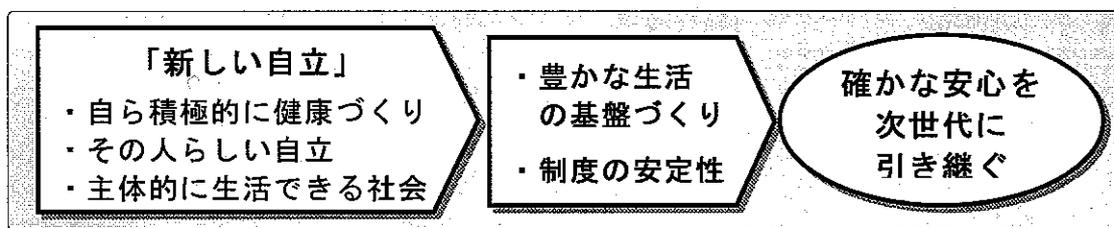
1. 「新しい自立」の実現

【目的】

～「豊かな生活の基盤」と「制度の安定性」の両立～

(P17～19)

- 今日、社会保障制度を維持・発展させていくためには、個々人がそれぞれの環境と条件の下で、健康づくりや自立をめざす意欲を持ち、行動すると同時に、社会がこれをしっかりと支援していくことこそが重要。
- こうした考えから、「新しい自立」をめざし、施策を展開していく。
 - ・誰もが「自ら積極的に健康づくり」に取り組むこと
 - ・誰もがそれぞれの環境や条件の下で「その人らしい自立」をめざすこと
(就労や地域生活などにチャレンジすること)
 - ・誰もが必要なサービスを選択し利用しながら、地域の中で自立して生活できる社会を構築すること(主体的に生活できる社会の構築)
- 「新しい自立」は、自らの生活をより豊かなものにすると同時に、本格的な少子高齢社会あっても、社会保障制度をより強固なものとするなど、より豊かで、かつ、より力強い社会システムの礎になるもの。



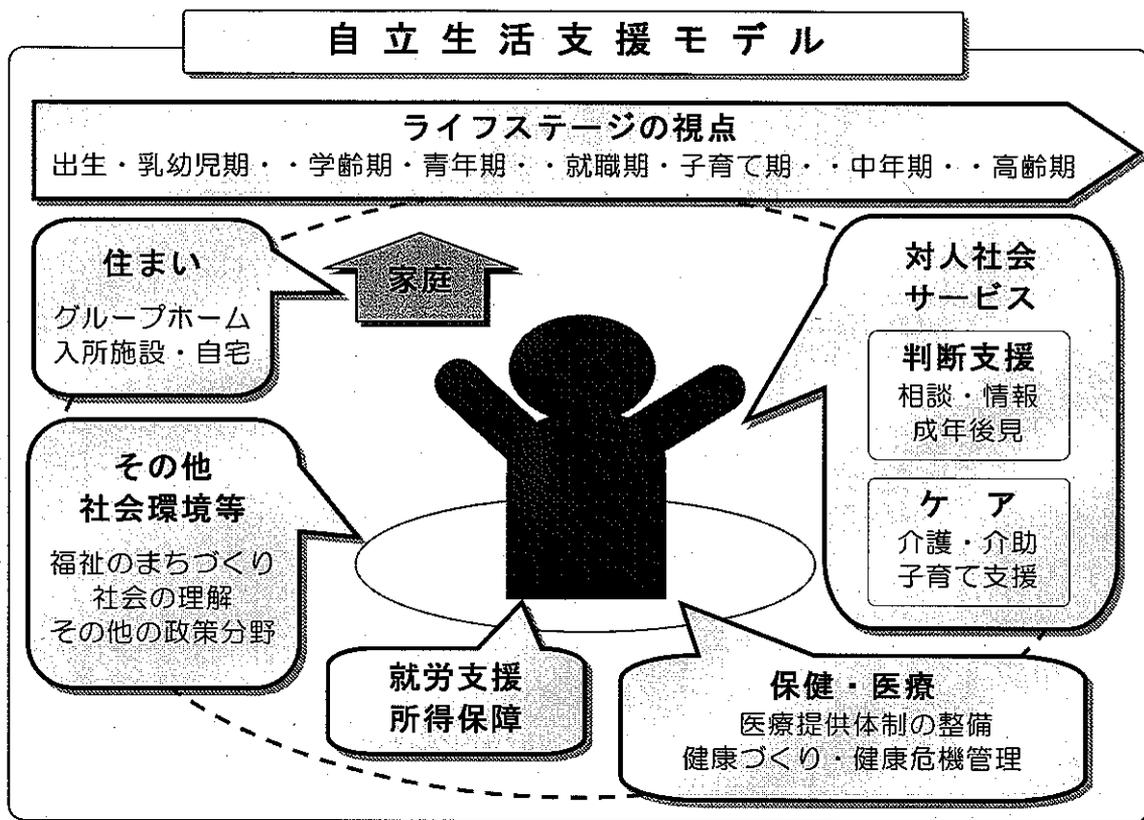
2. 一人ひとりの「ライフステージと生活の全体」を捉える

【視点①】

～ 「新しい自立」のためのニーズを把握 ～

(P20～21)

- 疾病や障害を併せ持ちながらも、可能な限り、それまでの人間関係や社会関係を大切にしながら、地域で生活を続けていくことは、人間本来のあり方であり、「新しい自立」がめざすもの。
- そのため、地域での自立生活に必要な基本的な要素を「自立生活支援モデル」として整理し、一人ひとりの「ライフステージと生活の全体」を捉えて、施策を展開していく。



3. 大都市「東京」の特性を踏まえる

【視点②】

～「課題」を克服し、「強み」を活かす～

(P 22～23)

- 東京と地方とでは、社会経済状況が大きく異なっている。大都市「東京」の特性を踏まえ、その「課題」を克服すると同時に、その「強み」を活かして、施策を展開していく。

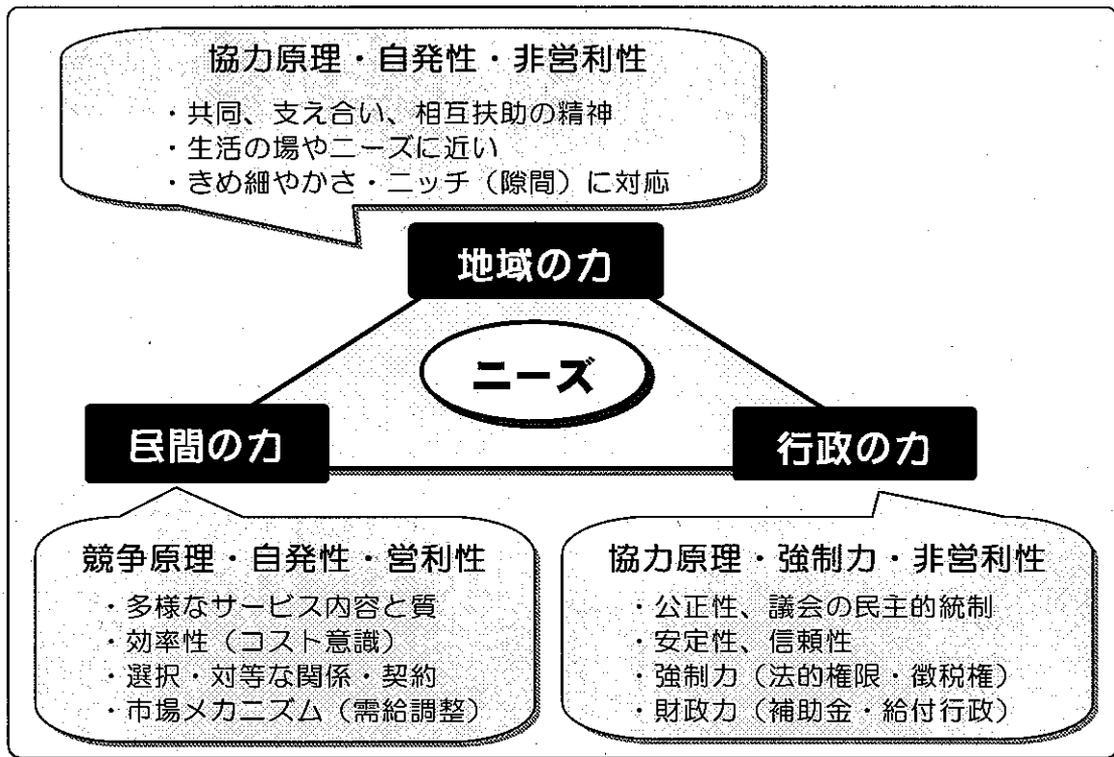
(配慮すべき特性・活かすべき特性の例)

- ・「三世代世帯が少ない」「地域の間人関係が希薄」「一人暮らしの高齢者が多い」など、家族や地域の機能低下が一般的に指摘されていること。
- ・地価が高く、施設整備等には多額の初期投資が必要
- ・人口密度が高く、ニーズが集中しており、効率的なサービス提供が可能
- ・多様な規模・機能を持つ医療機関の存在
- ・多くの民間企業やNPOが活動。多くの大学や研究機関などの存在
- ・区部、多摩地域、島しょ地域など多様な地域特性を有していること等

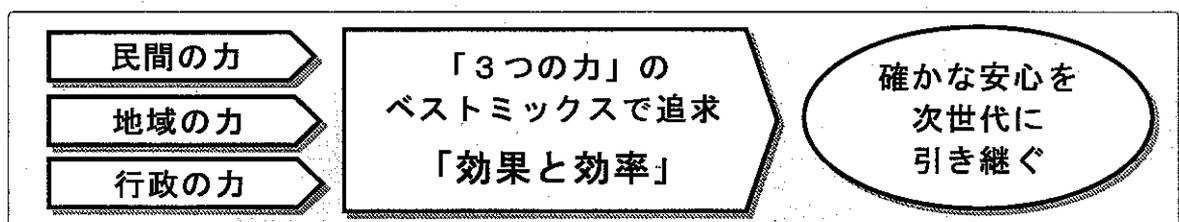
4. 「民間の力」「地域の力」「行政の力」の3つの力を活かす
【視点③】
 ～「3つの力」のベストミックスで、「効果と効率」を追求～

(P24～27)

- 今日の社会では、人々は生活上の様々なニーズを、民間市場での財・サービスの購入、様々な生活場面での人と人との協力、行政サービスの利用などによって充足させている。この「民間」「地域」「行政」の3つの力は、それぞれ長所・短所があり、相互に補いながら、全体として機能している。



- 今後の施策展開にあたっては、この3つの力を十全に活用して、
- ・多様なニーズに的確に responding していくという施策の「効果」
 - ・限られた資源を有効に活用していくという施策の「効率」
- をこれまで以上に追求していくことが必要。
- そして、こうした施策展開こそが、将来世代にわたって信頼できるシステムの構築、すなわち、真の「安心」につながる。



★：主な新規事業

第1 子ども家庭分野 (P32~40)

～子どもが健やかに生まれ、育まれる社会をめざします～

- 1 総合的な子育て相談・支援体制を整備します
子ども家庭支援センターの充実、子ども家庭総合センター（仮称）の整備
- 2 「すべての子育て家庭」への支援を充実します
★子育て支援基盤整備包括補助の創設、★子育て推進交付金の創設
東京都保育計画の推進、都独自の認証保育所制度の推進
家庭福祉員制度の充実、学童クラブなど放課後の子どもの居場所づくり
- 3 小児医療を充実し、子どもの健康を守ります
小児救急医療体制の整備、小児科医師の確保、
子どもの病気等に関する相談・情報提供体制の整備
- 4 親と暮らせない子どもたちへの支援を充実します
グループホームの拡充、養育家庭制度推進のための普及啓発の充実
自立援助ホーム制度の推進

第2 高齢者分野 (P41~47)

～高齢者が健康で自分らしく暮らせる社会をめざします～

- 1 介護予防システムを都内全域で展開します
介護予防システムの推進（介護予防拠点の整備、早期発見のための検診）
★新予防給付ケアマネジメント研修、★地域包括支援センター職員研修
区市町村への技術的支援（★介護予防サポートセンターの創設など）
- 2 地域生活を支えるサービス基盤を充実します
★地域密着型サービス等の重点整備、★安心して利用できるショートステイ
★有料老人ホームあんしん支援事業
- 3 認知症に対する総合的な施策を推進します
認知症高齢者グループホーム緊急整備（新）3か年事業の推進
人材養成（かかりつけ医・介護従事者・予防）、高齢者虐待への対応
★「認知症高齢者を地域で支える東京会議（仮称）」の設置

第3 障害者分野 (P48~53)

～地域生活や就労など、「自立」をめざす障害者を支援します～

- 1 地域生活を支えるサービス基盤を充実します
障害者地域生活支援・就労促進3かプランの推進
(グループホーム、ショートステイ、通所施設等、地域支援型入所施設)
- 2 障害者の就労促進策を拡充します
障害者地域生活支援・就労促進3かプランの推進
(区市町村障害者就労支援事業、企業内での通所授産事業、★小規模作業所等の経営改革)
- 3 精神障害をはじめ、重症心身障害、発達障害等に対する施策を充実・強化します
★退院促進支援事業の創設、★夜間こころの電話相談事業
★重症心身障害児通所委託(地域施設活用型)の創設など

第4 生活福祉分野 (P54~57)

～各福祉分野を支える基盤づくりを進めます～

- 1 「自立」支援をより重視した生活保護施策とホームレス対策を進めます
被保護者自立促進事業・健全育成事業
★福祉事務所支援ネットワーク事業の創設
公園等生活者地域生活移行支援事業、★巡回相談事業
東京ホームレス就業支援事業推進協議会との協働
- 2 「ユニバーサルデザイン」による福祉のまちづくりを進めます
ユニバーサルデザインの普及啓発
福祉のまちづくり推進のための支援
(ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり推進モデル事業など)

第5 健康づくり・医療政策分野 (P58~67)

～「ライフステージを通じた健康づくり」と
「生活の質(QOL)をより重視した医療」へ～

- 1 ライフステージを通じた「健康づくり」を推進します
【糖尿病予防】
★糖尿病予防のための環境づくりの推進

「東京都健康づくり応援団」による都民の健康づくりの支援
生活習慣改善指導推進事業、糖尿病自己管理支援モデル事業
【がん予防】

乳がんに関する普及啓発、マンモグラフィ検診事業の充実
マンモグラフィ読影医師等養成研修事業の充実

★たばこによる健康影響防止対策の推進

【こころの健康づくり】

★こころの健康のための環境づくり、★夜間こころの電話相談事業（再掲）
精神保健福祉センター等の相談・支援体制の充実

2 症状に合った「医療提供システム」を整備します

疾病別の医療連携の推進（地域医療システム化推進事業）
医療機関案内サービス「ひまわり」の充実
医療情報の「広報」に関するガイドライン

3 地域生活を支える「在宅医療」を充実します

★難病患者通所サービス利用支援モデル事業の創設、訪問看護の充実
地域リハビリテーション体制の整備、地域におけるがん診療体制の整備
ターミナルケアのための人材養成

4 365日24時間、安全・安心の医療を提供します

救急医療体制の充実（初期救急・二次救急・三次救急）
災害拠点病院の整備、東京DMATの拡充

第6 健康安全分野 （P68～75）

～多様化する健康危機から都民を守ります～

1 「感染症」の脅威から都民を守ります

新型インフルエンザ対策行動計画の推進、エイズ対策の強化など

2 「脱法ドラッグ」から都民を守ります

都独自の条例に基づく指導・取締の強化や普及啓発など

3 「食品」の安全確保対策を一層充実します

「東京都食品安全推進計画」に基づく、生産から消費にいたる施策の推進

4 「花粉」による健康被害から都民を守ります

★花粉症の根本的治療方法の開発・普及の推進
★花粉症患者実態調査の実施
★花粉自動測定・予報システムの導入

【これからの行政の役割・都の役割】

**「サービスの直接の提供者」から「システム全体の調整者」へ
(P76~110)**

- これからの行政の役割は、サービスを必要とする人に、必要なサービスが行き届くよう、多様な提供主体から構成される地域のサービス提供システム全体を調整していくことであり（地域におけるニーズとサービスとの調和）、それは、行政の役割の軸足を、これまでの「サービスの直接の提供者」から「システム全体の調整者」へと、大きくシフトさせていくことである。
- 都が担うべき役割は、区市町村それぞれの主体的な施策展開を踏まえた上で、都全域を視野に入れた「システム全体の調整者」としての役割である。
 - 1 区市町村の主体的な施策展開を支援します (P80~81)
 - ・ 分権の時代に相応しい補助金制度への改革を進め、区市町村の地域の実情に応じた施策展開を支援
 - 2 「レフェリー役」としての都の役割を果たします (P82~83)
 - ・ 指導検査や監視指導などの行政権限の適切な行使による「ルールの徹底」を図るとともに、成年後見制度の普及定着や第三者サービス評価など「利用者・患者支援のしくみづくり」を推進
 - 3 新しい時代に合わせて、都立施設を改革します (P84~110)
 - ・ 行政の担うべき役割や都立施設の役割の変化、指定管理者制度の本則適用など、都立施設をめぐる状況の変化を踏まえ、新たな改革方針である「都立施設改革のさらなる展開」を策定
 - 【基本方針】利用者本位のサービス徹底のため、民間でできることは、民間に委ねる。
 - 【対象施設】福祉保健局所管の公の施設等80施設
 - 【計画期間】平成21年度までの展開を提示

参 考

- 平成18年度福祉保健局予算案の概要等 (P113~121)